

(第1号様式別紙1)

御宿町移住支援事業支援金の交付申請に関する同意事項

- 1 世帯全員の住民票登録及び戸籍に関し調査すること。
- 2 御宿町移住支援事業に関する報告及び立入調査について、町長より求められた場合には、それに応じること。
- 3 以下の場合には、御宿町住支援事業支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還すること。
 - (1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に御宿町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に御宿町から転出した場合：半額